

平成19事業年度
業務実績報告書

自 平成19年 4月 1日
至 平成20年 3月31日

独立行政法人空港周辺整備機構

目 次

業務運営評価のための報告

- I はじめに
- II 業務運営に関する報告
 - 1. 中期目標の期間
 - 2. 業務運営の効率化に関する事項
 - 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 4. 財務内容の改善に関する事項
 - 5. その他業務運営に関する重要事項

業務運営評価のための報告

I はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成18年3月9日、同委員会改定）に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の平成19事業年度に係る業務運営評価のために作成したものである。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標等において中期目標期間における項目の目標が数値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

中期目標	大項目－中項目－小項目「タイトル」
中期計画	大項目－中項目－小項目「タイトル」
年度計画	大項目－中項目－小項目「タイトル」

①年度計画における目標値設定の考え方

--

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

--

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由

--

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

《上記以外の場合》

中期目標	大項目－中項目－小項目「タイトル」
中期計画	大項目－中項目－小項目「タイトル」
年度計画	大項目－中項目－小項目「タイトル」

①年度計画における目標設定の考え方

--

②当該年度における取組み

--

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

Ⅱ 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

1. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するために必要な体制を整備すること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。

共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。

(年度計画)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化

中期計画に掲げる組織運営の効率化を図るための組織体制は既に達成されているが、更に社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、業務の実態に即した適切な組織体制を構築する。

①年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人への移行時において、中期計画に掲げる組織運営の効率化を図るための組織再編は実施しているが、その後も業務運営の実態に即した組織体制の検討を行ってきており、今後も適切な組織体制を目指すこととした。

②当該年度における取組み

大阪国際空港事業本部においては、業務の実態に即応させるため、事業第二部調査役及び移転補償課2名の計3名を削減した。また、より効率的に業務を実施するために、固有

事業課の1名を緑地造成課に振替えた。

福岡空港事業本部では、事業第三課の課長代理に同課前任補償専門員の業務を兼務させることにより1名を削減した。

※関係資料

P1 「第1期中期目標期間中における組織体制の推移」

(中期目標)

(2) 人材の活用

航空機騒音対策業務に必要な役職員を確保するとともに、組織を活性化すること。

(中期計画)

(2) 人材の活用

機構組織全般について、国・府・県・市との人事交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化する。

(年度計画)

(2) 人材の活用

引き続き組織の活性化が図られるよう、若い人材の任用に関して国・府・県・市と引き続き調整・協議を行うと共に、機構内職員の配置転換等により人材の活用を図る。

①年度計画における目標設定の考え方

出向元との調整・協議を進めるとともに、職員の適材適所の配置転換により、人材の活用を図ることとした。

②当該年度における取組み

平成19年度の異動計画においては、若い人材の派遣要請を行った結果、若返りが図られた。

(組織全体の平均年齢)

45.1歳(H15.4)→42.9歳(H20.4)

46.2歳(H15.4)→43.5歳(H20.4)《大阪》

42.6歳(H15.4)→41.9歳(H20.4)《福岡》

(異動者(転入者)全体の平均年齢)

H19年度異動者 43.9歳→40.9歳

また、空港周辺整備機構内における効率的な人事配置等を実施すべく「派遣協定」の見直しも、出向元と引き続き協議を行った。

(協議の状況)

《大阪》

国 11月22日実施

大阪府 10月17日実施

兵庫県 10月22日実施

《福岡》

国 11月15日実施

福岡県 11月9日実施

福岡市 11月8日実施

※関係資料

P2 「出身別・階級別の職員数及び平均年齢」

P3 「異動者の平均年齢の変動」

(中期目標)

(3) 業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

代替地の保有区画数については、長期間保有することによる管理費累増等のリスクを回避するための措置を講ずること。

(中期計画)

(3) 業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

イ 大阪については、代替地の保有区画数は1区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ロ 福岡については、代替地の保有区画数は2区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。

(年度計画)

(3) 業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

保有代替地については、長期保有のリスクを軽減するため、平成17年度までに全て一般処分したところであり、今後については移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。

①年度計画における目標設定の考え方

保有代替地については、長期保有のリスクを軽減するため、平成17年度までに全て一般処分したところである。

今後は代替地を保有しないこととするが、移転補償等による代替地の要請があれば、公的団体等の不動産情報を提供するなど適切に対応を図ることとした。

②当該年度における取組み

大阪国際空港事業本部・福岡空港事業本部ともに平成19年度に新たな需要はなかった。

(中期目標)

② 共同住宅

既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき早期に処分するため、空家の処分計画を策定し、処分に着手すること。

(中期計画)

② 共同住宅

- イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。
- ロ 熊野町住宅については、一棟処分に向けて入居者の移転を進める。
- ハ 戸別処分を行う小中島住宅については6戸以上を処分する。
- ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空室率を4%以下にする。
利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を25%以下にする。

(年度計画)

該当なし

①年度計画における目標値設定の考え方

該当なし。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

該当なし。

(中期目標)

③ 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%程度）に相当する額を削減する。

(中期計画)

③ 事業費の抑制

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%以上（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%以上）に相当する額を削減する。

(年度計画)

② 事業費の抑制

事業費については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、コストの縮減等の推進により中期計画の目標値である認可法人時の最終年度（平成14年度）比で、5%以上（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置を行うものを除く事業については15%以上）に相当する額の削減を図る。

また、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものについては、昨年度に引き続き、集中的な執行を行う。

①年度計画における目標値設定の考え方

事業費については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を促進し、中期計画の達成を目指して、コスト縮減と予算の効率的な執行等を促進することとした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

事業費については、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行う事業について、年度計画に従い集中的に工事を執行したが、認可法人時の最後の事業年度（平成14年度）比で約21%（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については約54%）に相当する額を削減した。

（事業費全体）

13,678百万円（平成14年度予算）→10,765百万円（平成19年度予算）(21.3%削減)

（補償措置として行うものを除く事業）

6,558百万円（平成14年度予算）→3,002百万円（平成19年度予算）(54.2%削減)

（更新工事実施状況）

平成15年度 3,484台

平成 16 年度 5,630 台
平成 17 年度 11,264 台
平成 18 年度 12,074 台
平成 19 年度 10,824 台

コスト削減の具体的な取り組みとして、再開発整備事業においては、施設整備にあたって民間活力活用型の整備手法を導入する等、借受者の提案を積極的に取り入れコスト削減を推進した。(大阪国際空港事業本部で 1 件、福岡空港事業本部で 4 件)

他方、大阪の空調機器の更新工事に関しては、平成 18 年度に引き続き、集中的に執行した。

※関係資料

P 5 「事業費の予算の削減状況」

(中期目標)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成 14 年度)比で 13%程度に相当する額を削減すること。

(中期計画)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成 14 年度)比で 13%以上に相当する額を削減する。

(年度計画)

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の集約化・効率化の推進等により認可法人時の最終年度(平成 14 年度)比で、13%以上に相当する額を削減する目標については、業務の集約化・効率化の推進等により既に達成されているが、引き続き計画的な削減に努める。

①年度計画における目標値設定の考え方

一般管理費については、引き続き計画的な削減に努めることとした。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

一般管理費については、人件費の抑制などにより、認可法人時の最終年度(平成 14 年

度)比で約31%に相当する額を削減した。

1,738百万円(平成14年度予算)→1,195百万円(平成19年度予算)(31.2%削減)

具体的な取り組みとして、定員について前年度と比較して4名削減し、人件費削減に努めた。

※関係資料

P6 「一般管理費の予算の削減状況」

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上

周辺住民及び関係自治体との意志疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

- ① 騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度を構築すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、次の措置を行う。

- ① 業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年2回以上開催する。

(年度計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、平成19年度において次の措置を実施する。

- ① 連絡協議会の開催

業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回開催するとともに、運営の改善により会議の活性化を図る。

①年度計画における目標値設定の考え方

平成18年度計画同様、連絡協議会の年2回開催を定例化することとした。また、実質的な議論が行える会議運営等により更なる活性化を図ることとした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

大阪国際空港事業本部・福岡空港事業本部において、「連絡協議会」をそれぞれ4回開催し、関係自治体等に対し整理合理化計画の説明を行ったほか、第2期中期計画の内容に理解を求めた。

（開催実績）

・平成19年8月29日、平成20年1月30日、平成20年2月29日及び平成20年3月28日（大阪）

・平成19年8月28日、平成20年2月1日、平成20年3月3日及び平成20年3月27日（福岡）

※関係資料

P7 「独立行政法人空港周辺整備機構 連絡協議会開催実績等」

（中期目標）

② 職員の資質を向上させること。

（中期計画）

② 事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修（年3回程度）を実施する。

（年度計画）

② 職員の資質の向上

外部講師等による職員研修を年3回程度実施する。また、研修後のアンケート調査により、研修効果の把握に努めるとともに、時代のニーズに合わせた講演内容の検討、国・関係機関が実施する研修への積極的な参加等、事業に密着した資格の取得や資質の向上に努める。

①年度計画における目標値設定の考え方

研修制度を平成18年度計画並みに実施することとした。また、研修効果の把握に努めるとともに、なお一層の内容充実を図ることとした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

大阪国際空港事業本部においては「新規採用職員研修」（平成19年5月8日）、「情報セキュリティ研修」（平成19年12月14日・17日）及び「法務処理事例研修」（平成2

0年3月25日)を実施した。福岡空港事業本部においても、「新規採用職員研修」(平成19年5月11日)及び「人権・同和研修」(平成20年1月18日)を実施し、両本部で合計5回の研修を実施した

なお、今年度においても、国土交通大学校柏研修センター主催の「簿記研修」(11月8日～25日)に福岡空港事業本部から1名が参加した。

※関係資料

P8 「独立行政法人空港周辺整備機構 職員研修実績(平成15～19年度)」

(中期目標)

③ 業務の成果を内部評価すること。

(中期計画)

③ 1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバックできるようにする。

(年度計画)

③ 業績評価の業務への反映

業務改善推進会議で検討した業務評価手法により、平成18年度の事業及び平成19年度上半期の事業について内部評価委員会等を開催し、その内部評価の結果を踏まえ、以後の計画策定・業務の実施方法等に反映させるとともに、フォローアップを行う。

①年度計画における目標設定の考え方

内部評価の結果が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバック出来るようにすることとした。

また、中期計画の最終年度(平成19年度)に向けて中間評価の役割が重要となるため、特に、中期計画の目標が未達成な項目については重点的に評価・検討を行うこととした。

②当該年度における取組み

平成18年度の事業実績に対する内部評価委員会を5月及び6月に2回実施した。平成19年度上半期の事業に関しても、中間の内部評価委員会を12月に開催し、対中期計画の達成見通しと併せて以後の事業の進め方等に反映させるとともに、フォローアップを行った。(計3回開催)

(中期目標)

- ④ 契約関係事務については、一層の適正化を進めること。

(中期計画)

- ④ 独法移行時において会計規程等の見直しを行うとともに、新たに審査役及び契約係長を設置する。

(年度計画)

該当なし

①年度計画における目標設定の考え方

該当なし。

②当該年度における取組み

該当なし。

(中期目標)

- ⑤ 国の航空機騒音対策事業及び機構の事業概要について、より一層の広報活動を行うこと。

(中期計画)

- ⑤ 広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。

ホームページについてはアクセス数を10%増加させるとともに、書き込み欄への意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行う。

ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した箇所について、成果を周知するため、看板の設置等を行う。

(年度計画)

- ④ 広報活動の充実

イ ホームページについては、アクセス数の実績を把握しつつ、一般の方々にもわかりやすい公表資料、データ等の各種情報を積極的に提供することにより、更なる充実を図り、アクセス数を10%増加させる。

ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用し、パンフレットを配布する。また、パンフレットについては、更に内容の充実に努める。

①年度計画における目標値設定の考え方

イ ホームページについては、平成17年度で一般に理解されやすい構成に改め、公表資料等を積極的に提供してきたが、平成19年度においては、これらの各種情報等は常に最新のものとなるよう、引き続き広報の充実を図ることとした。

ロ 引き続き、空港等で行うイベントの機会を利用し、パンフレットを配布するとともに、平成18年度にリニューアルしたパンフレットについては、最新の情報となるよう内容の見直しを行うこととした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

イ 民家防音事業の業者決定方法に関する広報や随意契約見直し計画の公表を行うとともに、更なる情報提供の充実を図り、ホームページアクセス数について、約16%増加した。

（ホームページアクセス件数）

2,657件（平成15年度上半期月平均）→3,075件（平成19年度月平均）（15.7%増加）

ロ 「空の日」に合わせて、大阪国際空港事業本部においては、9月15日にリーフレットを450部配布した。また、福岡空港事業本部においても、9月22日にリーフレットを200部配布した。

※関係資料

P9 「広報活動の状況」

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（その他の広報活動）

関係自治体等への広報依頼（掲載内容はいずれも民家防音工事に関するもの）

- ・伊丹市の市報（1回掲載）
- ・池田市の市報（1回掲載）
- ・福岡市の市政だより（1回掲載）
- ・大野城市の市政だより（3回掲載）

（中期目標）

（2）業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、航空機騒音対策を進めること。

- ① 大阪国際空港及び福岡空港周辺における再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、関係自治体と連携した事業を実施すること。

(中期計画)

(2) 業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。

① 再開発整備事業

イ 関係自治体との定期的情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。

ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、需要に柔軟・的確に対応する。

ハ 中期目標の期間中に、需要の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。

(年度計画)

(2) 業務の確実な実施

① 再開発整備事業

イ 関係自治体と情報交換を継続的に行い、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、施設整備を実施する。

ロ 施設整備にあたっては、需要に柔軟・的確に対応する。また、実施にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れるとともに、建設コスト抑制に努め、空港周辺地域及び施設利用者にとって利便性の高い施設整備を図る。

ハ 既に中期計画に定めた目標を上回る25件を整備しているところであるが、平成19年度はさらに2件の整備を実施し、街づくりと空港周辺地域の活性化に寄与する。

ニ 中村地区事業者に対する移転先用地の譲渡契約については、早期契約に向けて事業を進める。

①年度計画における目標値設定の考え方

イ～ハ 再開発整備事業による施設整備は引き続き民間活力活用型の整備手法に基づいて行うこととし、利用可能な国有地と企業からの需要を見極めつつ、貸付型の整備目標件数を大阪・福岡各1件とした。

ニ 中村地区の事業者に対する譲渡型の再開発整備事業の実施は、予算実施計画との整合を保つため年度計画に掲げることとした。なお、事業値については、平成18年度中に36区画の造成を完了し、早期契約締結に向けて事業を進めることとした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

イ 関係自治体と調整を図るとともに、地域整備計画等との整合を図りながら、再開発整備事業を進めた。

ロ 施設整備にあたっては、民間活力活用型の手法により、整備費の縮減を図ることに努めた。

ハ 整備件数については、既に中期計画を上回る件数を整備し、空港周辺の街づくりに寄与しているところであるが、19年度はさらに5件の整備を実施することができた。

- ・大阪国際空港事業本部1件（倉庫・事務所）
- ・福岡空港事業本部4件（駐車場）

ニ 早期に譲渡契約すべく、伊丹市等関係機関と調整を行った。

※関係資料

P10 「再開発整備事業の実績件数」

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

未契約用地1区画については、関係機関との調整を進め、平成20年度中に譲渡契約する予定。

（中期目標）

- ② 大阪国際空港及び福岡空港周辺における民家防音工事補助事業については、事務処理の期間を短縮すること。

（中期計画）

- ② 民家防音事業

工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。

なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。

（年度計画）

- ② 民家防音事業

全体のパフォーマンスを更に高めるために、各担当業務の年間工程を一括管理し業務執行の円滑化を図るとともに、工事が特定時期に集中しないよう計画的に行うことにより、交付申請から交付額の確定までの期間について、中期目標値である15%短縮（平成14年度実績比）の達成を図る。

①年度計画における目標値設定の考え方

【大阪国際空港事業本部】

大阪では前年度に引き続き、機能回復工事（再更新工事を含む）の計画台数が平成14年度実績に対し2.5倍（14年度：4,856台、19年度：12,445台）と再更

新工事のピークであるが、期間短縮の目標値は中期計画どおりとした。

【福岡空港事業本部】

福岡では前年度に引き続き、事務の効率化、年間工程の一括管理による業務の円滑化を図るとともに、申請者及び関係市町等との連絡調整を密にしながら期間短縮に向け取り組むこととした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

年度当初に詳細なスケジュール表を作成し、目標達成を職員の共通認識として共有するとともに、機構、事業者及び住民（申請者）との連絡調整を密にしながら期間短縮に向けた取り組みを推進した結果、交付申請から交付額の確定までの期間について、約16%の短縮が図られた。

（処理期間）

《大阪》 105日（平成14年度） → 88日（平成19年度）（16.2%短縮）

《福岡》 64日（平成14年度） → 54日（平成19年度）（15.6%短縮）

（中期目標）

- ③ 大阪国際空港及び福岡空港周辺における建物等の移転補償及び土地の買入れにおける補償申請から補償金若しくは土地代金の支払いまでの期間については、処理の迅速化によりこれを短縮させること。

（中期計画）

③ 移転補償事業

事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮する。

（年度計画）

③ 移転補償事業

移転補償及び土地の買入れの申請から代金の支払いまでの期間については、引き続き物件調査等を効率的に行うことにより、中期目標値である15%短縮（平成14年度実績比）の達成を図る。

福岡の移転補償については、申請から代金支払いまでの期間短縮の阻害要因である持越物件の処理が終わることを踏まえ、引き続き申請者に対して隣接者や権利関係者との調整等の問題を適時指導することにより、平成19年度において期間短縮目標の達成を目指す。

①年度計画における目標値設定の考え方

昨年度に引き続き、事務手続きの事前調整により、中期目標の達成に向け期間短縮に努

めるとともに、待機物件の解消を図ることとした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

福岡空港事業本部での移転補償については、物件調査等を効率的に実施するとともに、申請者に対して隣接者や権利関係者との調整等の問題について適宜指導を行い、官民境界の調査にあたっては積極的に調整を図るなど、期間短縮目標に向け努力した結果、平成19年度においては、申請から代金の支払いまでの期間について、約15%の期間短縮を達成した。

（処理日数）510日（平成14年度） → 432日（平成19年度）（15.3%短縮）
なお、大阪国際空港事業本部では、移転補償の申請がなかった。

（中期目標）

- ④ 大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区整備に係る移転補償については、着実に推進すること。

（中期計画）

④ 中村地区の移転補償事業

中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。

- イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を行い整備を進める。
- ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。
- ハ 移転補償の事務（補償額の提示）を行うにあたっては住民及び事業者に必要な説明を行う。

（年度計画）

④ 中村地区の移転補償事業

- イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を必要に応じて実施し、平成19年度末完了に向けて事業を推進する。
- ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして行い、移転に関する地区住民の意向を把握し、円滑な移転に努める。
- ハ 移転補償事務を行うにあたっては個別に十分な説明を行うことにより事業に対する理解を求め、未契約物件についても制約に向け働きかけ、着実な処理に努める。

①年度計画における目標設定の考え方

イ 中村地区の整備については、平成20年3月を終期としていることから、事業の完了に向けて着実な処理を行うこととした。

ロ・ハ 移転補償対象208棟のうち抵当権等が設定されている物件を除いた203棟の建物について移転補償契約を締結し、61棟の建物の移転を完了している。

未契約の5棟についても補償に関する理解が概ね得られていることから、抵当権の抹消等、引き続き成約に向けて働きかけ、事業の完了を目指すこととした。

②当該年度における取組み

イ 平成19年度未完了を目指して、中村地区整備協議会（幹事会）において定期的に意見・情報交換を実施した。

ロ 地元自治会と関係機関が行う調整会議に参加して連絡情報交換を行い、地区住民の意向把握に努めた。

ハ 地元住民等に対しては、要請に応じ、直接訪問し相談に応じる等適切に対応した。

これらの努力の結果、全ての移転補償対象数208棟のうち、平成18年度に契約締結した203棟を除いた残り5棟について、移転補償契約を締結した。

（中期目標）

⑤ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

（中期計画）

⑤ 大阪国際空港周辺の緑地整備

大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治体等との協力体制を強化し、着実に実施する。

イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

（年度計画）

⑤ 大阪国際空港周辺の緑地整備

イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、未買収地約1.8ha（利用緑地残0.4ha、緩衝緑地第1期残約1.4ha）のうち約0.6haを買収し、用地取得進捗率を約96%とする。

また、買収済みの土地約0.57haについて造成・植栽及び排水施設整備を実施する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について大阪国際空港緑地整備推進協議会を活用して関係機関と引き続き調整する。

①年度計画における目標値設定の考え方

- イ 豊中市都市計画緑地の事業推進を図るため、用地の取得、造成植栽工事及び排水施設整備工事を着実に実施することとした。
- ロ 緩衝緑地第2期事業分については、都市計画事業承認・認可取得へ向けて、国・地元自治体等とともに課題の整理及び取り組み方針等について協議を実施する等、積極的に調整を進めることとした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

- イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、未買収地約1.8ha（利用緑地残約0.4ha、緩衝緑地第1期残約1.4ha）のうち約0.3haを買収し、用地取得進捗率を約95%とした。（平成18年度末進捗率約94%）
また、買収済みの0.57haの造成・植栽については予定通り整備を実施した。
排水施設整備については、平成18年度から3ヶ年計画で進めていたが、豊中市及び地元自治体と整備促進の調整を図り工事を追加実施し、1ヶ年前倒しして2ヶ年で完了した。
- ロ 緩衝緑地第2期事業分については、国・地元自治体等とともに、都市計画事業承認・認可取得へ向けて大阪国際空港緑地整備推進協議会幹事会のもとに同協議会分科会を発足（平成19年6月）させ、課題の整理及び取り組み方針等について協議を進めるなど、2期事業の事業承認・認可取得に向けての調整を進めた。

※関係資料

- P11 「大阪国際空港周辺緑地整備事業用地取得状況（大阪府側）」
- P12 「緩衝緑地第I期事業経緯表（大阪）」
- P13 「緩衝緑地I期事業箇所図（大阪I期地区）」

③実績値が目標値に達しない場合には、その理由

- イ 補償予定としていた物件において、交渉が難航する中で、一部については所有者死亡による相続関係の調整に時間を要す等の理由により成約に至らず交渉が継続となった。

（中期目標）

- ⑥ 福岡空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

（中期計画）

- ⑥ 福岡空港周辺の緑地整備

福岡空港周辺の緑地整備を推進する。

- イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重

点的に緑地整備を推進する。

- 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

(年度計画)

⑥ 福岡空港周辺の緑地整備

- イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.3haについて造成・植栽を実施する。
- 空港南側の一定範囲については、地域の実情等に配慮し、移転補償跡地等の有効活用、地域の活性化の観点から、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について国・地元自治体等と調整する。

①年度計画における目標値設定の考え方

- イ 空港北側地区においては、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、コスト縮減の取組みを行いながら、例年どおり計画的に緑地整備等を実施することとした。
- 空港南側の一定範囲については、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について、国・地元自治体等と調整することとした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

- イ 空港北側地区における緑地整備については、地域の要望を受け入れ整備計画を一部縮小したが、約0.2haの造成・植栽を実施した。
- 空港南側の一定範囲の都市計画事業に関しては、福岡空港周辺整備計画調査委員会等において、土地の有効活用方策も含め、国・地元自治体等と協議を進めた。

※関係資料

P14 「緩衝緑地事業経緯表（福岡）」

P15 「緩衝緑地事業箇所図（福岡空港北側地区）」

(中期目標)

(3) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

(中期計画)

(3) 空港と周辺地域の共生

国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

- イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ啓発活動を積極的に実施する。
- 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。

ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進する。

(年度計画)

(3) 空港と周辺地域の共生

空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

イ 周辺地域活性化促進協議会等の機会を通じ環境関係の啓発活動を実施する。

ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。

ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進するため、ホームページを活用して更なる広報に努める。

①年度計画における目標設定の考え方

国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、大阪・福岡空港において小、中学校等の見学・校外学習の受け入れを行う等、空港周辺地域の生活環境改善の一翼を担う空港周辺整備機構の啓発活動を引き続き行うこととした。

②当該年度における取組み

イ 「空の日」に合わせて、大阪国際空港事業本部においては、9月15日にリーフレットを450部配布した。また、福岡空港事業本部においても、9月22日にリーフレットを200部配布した。

ロ 平成19年11月22日に大阪産業大学の課外学習を受け入れ、学生20名に対して大阪国際空港周辺の環境対策についての講義を実施した。

ハ 環境学習の受入促進を図るため、義務教育機関の方へ向けた案内をホームページ上に引き続き掲載し、環境学習の受入について、働きかけを行った。

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善を図るため、欠損金を3割圧縮するほか、未収金の大幅な圧縮など、適切な措置を講じること。

(中期計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

- (3) 資金計画 別紙のとおり
欠損金を30%圧縮する。
未収家賃を40%圧縮する。

(年度計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

- (1) 予算 別紙のとおり
(2) 収支計画 別紙のとおり
(3) 資金計画 別紙のとおり

総利益を計上することにより、欠損金を30%以上圧縮する。

①年度計画における目標値設定の考え方

中期計画を達成するために必要な予算、収支計画及び資金計画を策定した。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

予算、収支計画及び資金計画については、随意契約の適正化への取組みにより一般競争入札の対象の拡大を図るなどして、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。

欠損金については、着実に圧縮を図っているところであり、独立行政法人化時点（平成15年10月1日）の1,165百万円に対し、平成19年度末において圧縮率約92%の89百万円となった。

なお、随意契約の適正化に係る取組としては、19年度において、測量・コンサルタント業務の随意契約限度額を国の基準まで引き下げ（250万円以下→100万円以下）、原則として限度額を超えるすべての契約は一般競争入札によることとし、システム等保守契約、OA機器賃貸借や人材派遣契約等平成19年度中に新規に契約を行うものから順次一般競争入札に移行した。

○平成19年度の契約の状況 ※括弧書きは平成18年度の状況

- ・一般競争入札 20件、総額 130,153千円、平均落札率 65.7%
(一般競争入札 4件、総額 157,270千円、平均落札率 71.1%)
- ・指名競争入札 4件、総額 11,676千円、平均落札率 84.6%
(指名競争入札 18件、総額 81,317千円、平均落札率 75.2%)
- ・公募後の随意契約 8件、総額 110,901千円、平均落札率 91.2%
(公募後の随意契約 11件、総額 141,856千円、平均落札率 95.4%)
- ・随意契約 11件、総額 57,984千円、平均落札率 97.8%
(随意契約 59件、総額 1,103,279千円、平均落札率 98.8%)

また、平成18年度の随意契約59件のうち特例的な契約である中村地区の国有地の買入契約及び事業用地の売払契約36件を除く23件について、平成19年度中（20年度当初契約含む）に競争入札に移行した契約は13件、19年度に類似契約がなかったため

20年度以降に競争契約に移行するものが5件、相手方が特定されるもの（官報公告）、法令等により限定されるもの（会計監査人）、主たる契約の約定に基づくもの（事務室清掃）等、随意契約によらざるを得ないものが5件となっている。

（中期計画）

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

（年度計画）

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

①年度計画における目標値設定の考え方

予見しがたい事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を1,400百万円とした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

執行なし。

（中期計画）

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

（年度計画）

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

①年度計画における目標値設定の考え方

該当なし。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

該当なし。

中期計画）

6. 剰余金の使途

該当なし

(年度計画)

6. 剰余金の使途

該当なし

①年度計画における目標値設定の考え方

該当なし。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

該当なし。

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

- ① 人件費（退職手当等を除く）については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。

(中期計画)

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

- ① 「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人員について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね2%の人員を削減することとする。（下表のとおり）

区 分	常勤役職員数（人）
平成17年度末	101
平成18年度末	101
平成19年度末	99
17年度と19年度の比較	△2
削 減 率	1.98%

(年度計画)

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

- ① 「行政改革の重要方針」を踏まえ、19年度においては、人員について17年度比で2%以上の削減を行うこととする。

①年度計画における目標値設定の考え方

独立行政法人は、組織の効率化・活性化が求められており、事業を進める上で組織体制のスリム化を図ることとした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

平成19年度においては、人員について平成17年度比で2%を大きく上回る9.9%削減した。

区 分	常勤役職員数(人)
平成17年度末	101
平成18年度末	97
平成19年度末	91
17年度と19年度の比較	△10
削 減 率	9.90%

(中期目標)

- ② 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。

(中期計画)

なお、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(年度計画)

なお、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

①年度計画における目標設定の考え方

国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

②実績値（当該項目に関する取組みも含む）

国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準拠し、管理職手当の定額化とともに、課長代理級の管理職手当（4%）の廃止を行い、給与水準の適正化に努めた。その結果、対

国家公務員指数で平成19年度は109.1（事務・技術職員。平成18年度112.6と比較して3.5ポイント減少）となった。

（中期目標）

③ 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

（中期計画）

② 定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。

③ 国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。

④ 独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。

（年度計画）

② 国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる人事異動計画が策定されるよう引き続き要望すると共に、事前の調整・協議を充分に行う。

①年度計画における目標設定の考え方

空港周辺整備機構は、大阪国際空港事業本部のプロパー職員（7名）を除き、国、府、県、市の出向者で構成されているため、各関係機関の人事異動計画の策定に際し、機構の実情及び人事方針を説明することにより、職員の若返り及び人件費の抑制を図ることとした。

②当該年度における取組み

平成20年度の異動計画にあたり、出向元に対し業務に必要な知識と経験を有する若い人材の派遣要請を行った。

また、出向者については、平均して若返りを図るなど、人件費抑制に繋がる人事異動計画を策定すべく国・府・県・市と調整・協議を行った。

（組織全体の平均年齢）

45.1歳（H15.4） → 42.9歳（H20.4）

46.2歳（H15.4） → 43.5歳（H20.4）《大阪》

42.6歳（H15.4） → 41.9歳（H20.4）《福岡》

（異動者（転入者）全体の平均年齢）

H19年度異動者 43.9歳 → 40.9歳

（協議の状況）

《大阪》

国 11月22日実施

大阪府 10月17日実施

兵庫県 10月22日実施

《福岡》

国 11月15日実施

福岡県 11月9日実施

福岡市 11月8日実施